

エバーニュース

EVER NEWS

vol.3

平成26年6月18日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] クーリングオフについて
- 無料セミナーのご案内
- [連載] 事業者の方へ 少額の支払請求方法について
- 料金のご案内／事務所のご案内



エバー総合法律事務所



クーリングオフについて

第3回はクーリングオフについてお話しします。

訪問販売で欲しくもないものを、早く帰ってもらうためにやむなく買ってしまったり、突然かかってきた電話で口車に乗って買ってしまったなどという経験のある方もあるかと思います。「特定商取引に関する法律」（特定商取引法と略します）はこのような場合にはクーリングオフといって申込みの撤回または解除ができる方法を設けております。

1. クーリングオフができる主な場合

①訪問販売

自宅等に訪問を受けて契約してしまった場合や、路上などで呼び止められて営業所などに同行させられて契約した場合（キャッチセールス）、「あなたは特別に選ばれました。」などと電話で営業所などに呼び出されて契約を行う場合（アポイントメントセールス）などが該当します。クーリングオフを記載した契約書面を受け取った日から8日間以内にできます。

②電話勧誘販売

突然かかってきた電話で契約をしてしまった場合だけでなく、電話を一旦切ったあと、郵便などで申込みをさせられ契約を締結した場合があたります。8日間以内です。商品を使ってしまうと価値がなくなる消耗品や現金取引で3000円未満の場合はできません（訪問販売も同様）。

③連鎖販売・業務提供誘引販売・特定継続的役務

このほかにも様々な取引が規定され、たとえばいわゆるマルチ商法（連鎖販売）、内職・モニター商法（業務提供誘引販売）は20日、エステティックサロン、語学教室（特定継続的役務）は8日です。

* クーリングオフできる契約期間や取引金額は制限がありますし、また指定される権利やサービスが対象となりますので、経済産業省のHPでご確認ください。

* これらの販売方法では、契約内容を明らかにする書面（クーリングオフの記載が必要）の交付が義務づけられていますので、クーリングオフの期間の開始はこれらの書面を受取った日からになります。

2. クーリングオフの方法について

クーリングオフは相手方に書面で通知しますが、届いたかどうかでもめないように、なるべく内容証明郵便や、書留または簡易書留で行うことをお勧めします。葉書でも構いませんが、特定記録という引き受け記録を残す方法もあります。またあとで争われないようにコピーをとっておきましょう。書面を発送したときに申込みの撤回または解除は効力が生じます。

消費者契約法及び特定商取引法については消費者である個人を保護するものですので個人事業主の場合には前記法律の適用はありません。

また、インターネットによる購入は通信販売にあたりますが、特定商取引法では通信販売にはクーリングオフ制度を特約によって排除できると規定されておりますので特約が表示されているとクーリングオフはできなくなります。

クーリングオフができない場合でも、脅されたり、だまされたという場合や、未成年者であったり、契約の重要な部分にうそがある場合などは、特定商取引法だけでなく民法や消費者契約法で契約自体を争うことができる場合などもありますので、あきらめずに弁護士にご相談ください。

INFORMATION



無料セミナーの
ご案内

7月3日(木) 午後2:00より
「交通事故による賠償請求について」

■ 定員10名から20名

詳しくは当事務所のホームページ「お知らせ」で紹介しています。

<http://ever-lawyers.jp/>
「エバー総合法律事務所」で検索を



少額の支払請求方法について

1. 業務上、貸金や売掛金、立替金など様々な金銭の請求が発生します。金額が大きい場合にはそれなりのコストをかけることも仕方がないといえますが、少額の場合には悩ましいものといえます。費用倒れになるためあきらめるの見込んで不払いを続ける悪質な場合もあります。

このような少額の場合の方法として以下の方法、効果等を紹介いたします。

2. 通常の請求書を送付し1月以上未払が続くという場合には、まず、内容証明郵便での請求から始めることをお勧めします。

内容証明郵便は、郵便局で、誰から誰へ、どのような内容の郵便物を出したのか証明してくれる制度です。

この内容証明郵便で催促をすることで、①後日、裁判になった場合いつどのような形で催促をしたのか証拠となりますし（たとえば損害金の算定開始日などが明確になります）、②催促の意思を明確に伝えることで、相手方にもその後の手続きを含めて慎重に対処させる効果をもたらします。それと、③時効中断に役立つことがあります。消滅時効間際の場合には有効な手段です。もっとも、催告は6か月以内に、裁判上の請求や調停申立など法的手続きを行わないと時効の中断の効力は生じないので注意が必要です。よくある勘違いで請求書を出し続ければ時効にならないと誤解されている方がおりますが、法的な手続きを踏まなければ時効期間（たとえば会社間の売掛金は5年）は満了してしまいます。

3. 次に、内容証明郵便^{**}での催告をしても効果がない場合には法的な方法となりますが、少額の場合あまり費用をかけられませんので、**少額訴訟^{※1} 支払督促^{※2}**の2つの方法が考えられます。

※1 少額訴訟について

少額訴訟制度は、基本的に1回の期日で審理を終えて判決を言い渡すことを原則とする手続きです。60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用できます。

訴訟の内容があまり複雑ではなく、すぐに証拠を取り調べられるよう契約書等の証拠書類や証人を準備しておく必要があります。相手方の住所地の管轄の簡易裁判所が担当裁判所になりますが、それ以外にも金銭請求の場合は支払をなすべき場所も担当裁判所となりますので申立先については裁判所にご確認ください。

※2 支払督促について

支払督促は申立人の申立てに基づいて簡易裁判所書記官が金銭等の支払いを命じる制度で、確定すると、判決と同様の効力が生じます。申立先は、相手方の住所地の裁判を受け持つ簡易裁判所の裁判所書記官です。手数料は裁判の半額です。

支払督促は裁判のように証拠の提出が必要なく、申立のみで支払督促が発布されます。相手方に届いてから2週間以内に異議が出されなければ、30日以内に仮執行宣言申立書を提出し、これにも異議がなければ相手方の財産を差し押さえることができるようになります。

^{*} 少額訴訟も支払督促も異議が申し立てられますと、通常訴訟に移行することになりますが、異議がなければ強制執行に進むことができますので、請求額が少額の場合にはご検討ください。

** 内容証明郵便について

定められた規格（縦書きの場合、1行20字以内、1枚26行以内で文末に自分の住所氏名と相手の住所氏名を書きます。用紙は文房具店等で市販されていますし、自分で作成することもできます。また、インターネットでも作成することができ、その場合この字数制限は緩和されています。）で同一文書を3通作成し、内容証明郵便を取扱う郵便局に持参します。すると、郵便局で、いつ差し出したのかの証明の印を押し、1通を発信者に渡し、1通を相手方に発送、残り1通は郵便局に保管され、5年間は謄本をもらえます。

また、内容証明郵便に配達証明扱いを併せて利用すると、いつ、その文書が相手方に到達したかを知らせてくれるので、到達したことの証明になります。

料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 043-225-3041

法律顧問料

- **個人事業の場合** 標準月額 2万円（消費税別途）から
ただし、個人サポートの場合には月額5000円プラス消費税
*サポート対象かどうかについては、ご相談ご予約内容によって判断させていただきますのでお気軽にご相談ください。生活に関することや、事業でも小規模な不動産賃貸の場合にはサポートにて対応しております。
- **法人の場合** 標準月額 3万円以上（消費税は別途）
*需要に応じてご相談によって決めさせていただきたいと思えます。通常は1社あたり3万円から5万円が最多価格帯（消費税別途）となっております。

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。
基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 交通事故

たとえば1000万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	50万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 100万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

*なお、交通事故による賠償請求ではご加入になっている保険契約で、弁護士特約にご加入になっている場合には、免責額を除いては、保険による対応となります。

3 離婚

たとえば、離婚のみの場合には、調停から始まることとなりますが、

調停着手金	30万円プラス消費税
預り金	5万円
報酬	30万円程度（調停のみにて終了した場合です）

*離婚については、親権、財産分与、養育費、婚姻費用分担、年金分割、面会交流などの各オプションがつくことが多いですし、また訴訟に移行する可能性も高いといえます。そのため、目安としては、着手金は30万円から50万円程度（消費税別途）、預り金は5万円から10万円程度、最終的な報酬としては30万円から50万円程度（消費税別途）という目安になります。

4 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円（消費税別途）
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円（消費税別途）

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

5 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円（消費税別途）
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を

